

雨水流出抑制施設の設置 (500㎡以上の土地に建築物を建設される方へ)

「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、500㎡以上の土地に建築物を建設する際は、「雨水流出抑制施設」を設置してください。

◆「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」とは

1 目的

この要綱は、板橋区の総合的な治水対策の一環として、公共施設や大規模民間施設に雨水流出抑制施設を設置し、降雨による水害の防止、軽減並びに都市環境の向上を図ることを目的としています。

2 適用区域

板橋区内の全域に適用します。

3 対象施設

(1) 板橋区内のすべての公共施設

(2) 大規模民間施設（500㎡以上の土地に建設する建築物。ただし、自己用住宅、戸建分譲住宅は除きます。）

※500㎡以上の土地に2棟以上の建築物を建設する場合、事前に、ご相談ください。

※既存施設に関する増築計画の場合、事前に、ご相談ください。

4 指導内容

別紙、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」をご参照の上、浸透枒、浸透地下埋管、貯留施設等を設置してください。

5 計画書の提出

都市計画法や建築基準法に定める申請を行う前に、雨水流出抑制施設設置計画書を提出してください。

6 関係機関との協議

必要に応じて、事前に下水道管理者や道路管理者等との協議を行ってください。

7 完了検査

雨水流出抑制施設の工事が完了したときは、完了報告書を提出してください。その後、検査を実施します。

◆雨水流出抑制施設設置 計画書の提出について

下記の図書を開発許可の事前相談書のファイルに綴じて、一部提出してください。

	図書の種類	備 考
1	雨水流出抑制施設設置計画書	事業者の押印は不要です。
2	計 算 書	土地利用別の求積図を必ず添付してください。
3	排水施設計画図	配置図に浸透枳、浸透地下埋管、貯留施設等の位置及び系統を記入。
4	排水施設構造図	貯留施設を計画される場合は貯留槽の断面図を明示してください。

※ 別紙、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」をご参照ください。
なお、浸透施設を計画される場合は、「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」のP. 2を平面図に掲載してください。

※ 開発許可事前相談書の提出が不要な物件の場合は、案内図、土地利用計画図を上記の図書に加えて提出してください。

◆雨水流出抑制施設設置 完了検査について

工事完了後、速やかに下記の書類を一部提出してください。

	図書の種類	備 考
1	雨水流出抑制施設設置完了報告書	事業者の押印は不要です。
2	工事竣工図	当初計画から変更がある場合は、計算書も添付してください。
3	工事記録写真	「雨水流出抑制施設 設計・施工上の注意事項」のP. 7をご参照ください。

※ 完了報告書を提出後、完了検査を行いますので、下記の担当までご連絡ください。

担当 板橋区 都市整備部 都市計画課 開発計画係
 電話 03-3579-2557